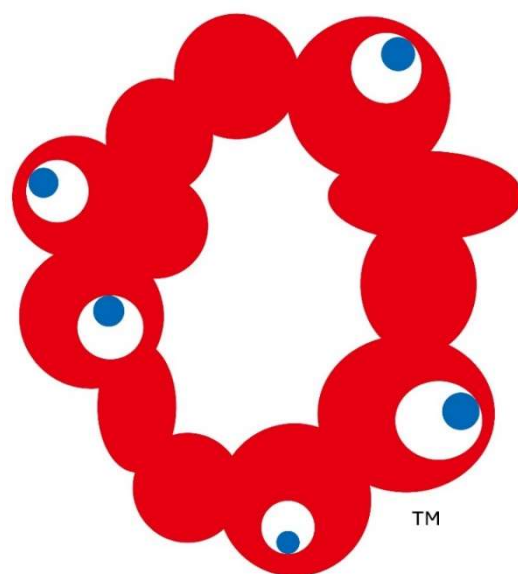


持続可能性に配慮した調達コード

(仮案)



OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO
2025

DRAFT

1	目次	
2	用語の意味.....	3
3	1. 趣旨	5
4	2. 適用範囲	6
5	3. 持続可能性に関する基準.....	6
6	(1) 全般	6
7	1.1 法令遵守	6
8	1.2 適切な通報対応	6
9	(2) 環境	7
10	2.1 省エネルギーの推進	7
11	2.2 低炭素・脱炭素エネルギーの利用	7
12	2.3 その他の方法による温室効果ガスの削減	7
13	2.4 バリューチェーン全体を通じた温室効果ガスの低減に寄与する原材料等の利用	
14	7	
15	2.5 3R（リデュース、リユース、リサイクル）及び循環経済の推進	7
16	2.6 容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用	8
17	2.7 プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減	8
18	2.8 汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理	8
19	2.9 資源保全に配慮した原材料の採取	8
20	2.10 生物多様性の保全	8
21	(3) 人権	9
22	3.1 国際的人権基準の遵守・尊重	9
23	3.2 差別・ハラスメントの禁止	9
24	3.3 地域住民等の権利侵害の禁止	9
25	3.4 女性の権利尊重	9
26	3.5 障がい者の権利尊重	9
27	3.6 子どもの権利尊重	10
28	3.7 社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重	10
29	3.8 就職困難者の雇用の促進	10
30	(4) 労働	10
31	4.1 国際的労働基準の遵守・尊重	10
32	4.2 結社の自由、団体交渉権	10
33	4.3 強制労働の禁止	10
34	4.4 児童労働の禁止	11
35	4.5 雇用及び職業における差別の禁止	11

1	4.6	賃金	11
2	4.7	長時間労働の禁止.....	11
3	4.8	職場の安全・衛生.....	11
4	4.9	外国人・移住労働者.....	11
5	4.10	職場における暴力とハラスメントの防止.....	12
6	(5)	経済	12
7	5.1	腐敗の防止	12
8	5.2	公正な取引慣行	12
9	5.3	紛争や犯罪への関与のない原材料の使用	12
10	5.4	知的財産権の保護.....	12
11	5.5	責任あるマーケティング.....	12
12	5.6	情報の適切な管理.....	13
13	5.7	地域経済の活性化.....	13
14	4	物品別の個別基準.....	13
15	(1)	木材	13
16	(2)	紙.....	13
17	5	担保方法	14
18	(1)	調達コードの理解	14
19	(2)	事前のコミットメント	14
20	(3)	調達コードの遵守体制整備.....	14
21	(4)	伝達	14
22	(5)	サプライチェーンに対する調査・働きかけ	14
23	(6)	取組状況の記録化	15
24	(7)	取組状況の開示・説明.....	15
25	(8)	遵守状況の確認・モニタリング	16
26	(9)	改善措置.....	16
27	(10)	運営主体等に対する追加措置	17
28	(11)	通報受付窓口（グリーバンス・メカニズム）の設置	17
29		別添：物品別の個別基準.....	18
30	(1)	木材	18
31	(2)	紙.....	23
32		主な参考文献	27
33		策定プロセス	28
34		改定履歴	28
35			
36			

1 用語の意味

用語	意味
物品・サービス	工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等（電磁的方法により提供されるものを含む）—
ライセンス商品	博覧会協会とのライセンス契約に基づいて、ライセンシーによって製造・販売等される物品
サプライヤー	博覧会協会が契約を締結する物品・サービスの提供事業者（1-次サプライヤー）
ライセンシー	大阪・関西万博ロゴ等を用いた公式ライセンス商品を製造・販売等する事業者
サプライチェーン	原材料の採取を含め、サプライヤー→、ライセンシー、 <u>パビリオン運営主体等</u> に供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者（2-次サプライヤー、3次サプライヤーなど）
協賛企業	大阪・関西万博の運営等に要するノウハウ、商品・サービス及び資金を提供する企業
パビリオン運営主体等	日本国政府、博覧会協会、博覧会協会と出展に関する参加契約書を締結する外国政府、国際機関及びその他の機関（公式参加者）並びに企業及び自治体等（非公式参加者）、博覧会協会と商業活動に関する営業参加契約書を締結する事業者（一般営業参加者）、その他博覧会の各パビリオンの運営に参画する事業者（未来社会ショーケース事業参加者、TEAM EXPO2025 参加者、催事参加者、及び広報・プロモーション参加者等）
<u>ライセンシー直接契約事業者</u>	<u>ライセンシーが直接契約を締結する事業者</u>
<u>パビリオン直接契約事業者</u>	<u>パビリオン運営主体等が直接契約を締結する事業者</u>
製造・流通等	博覧会協会への納品（電磁的手段を含む）・サービス提供 <u>または、</u> ライセンス商品の販売等 <u>又はパビリオン運営主体等への納品・サービス提供</u> までの、国内外における、原材料の採

	取、製造、制作、建設、流通、運営などのプロセス。(持続可能性の観点からは、原材料採取から廃棄に至るまでのライフサイクル(また <u>は又は</u> バリューチェーン)全体を通じた視点も重要であるが、調達コードが対象とする範囲の明確化の観点から、博覧会協会への納品・サービス提供、 <u>ライセンス商品の販売、または又はパビリオン運営主体等への納品・サービス提供</u> までとする。)
<u>バリューチェーン</u>	<u>製品やサービスの開発を含み、原材料採取、製造、流通、保管、サービスの提供、使用等を経て、廃棄やリサイクル等の処分に至るまでの製品やサービスのライフサイクル全体を指す</u>
デュー・ディリジェンス	企業の <u>事業活動及びサプライチェーンなどの取引関係を通じたにおける法令違反、</u> や人権侵害、 <u>環境汚染</u> 等の負の <u>リスク</u> や影響を評価した上で、その結果を踏まえた対策を講じ、さらにその効果について検証する継続的なプロセス
女性のエンパワメント	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。
リプロダクティブヘルス・ライツ	性と生殖に関する健康と権利。子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のとれた状態。国内では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成-27-年法律第 64 号)の施行を受け、国等においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達等の取組が進められている。

1. 趣旨

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という。）は、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもと、2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）の開催を通して、SDGs達成への取組を推進する。

本調達コードは、大阪・関西万博が与える環境・社会・経済についての影響について、リスクの低減を図るとともに、ポジティブな効果が広がり、社会に環境・社会・経済の分野においてレガシーを残すことを目的とする。このためその中で、博覧会協会は、会期前の計画段階、会期中、会期後にわたる調達プロセスにおいても、脱炭素社会の構築や循環型社会の形成、自然との共生や快適な環境の確保に取り組む。さらには物品・サービスの製造・流通等において省CO₂・省エネルギー技術の導入や再生エネルギー等の活用により、温室効果ガスの抑制削減に取り組むとともに、そのライフサイクルを通じたバリューチェーン全体の温室効果ガスの低減にも取り組む。また、廃棄物の発生抑制を最優先とし、リサイクル素材やリユース・リサイクル可能な部材を積極的に活用する等3Rや循環経済（サーキュラー・エコノミー）を促進しに取り組み、資源の有効活用を図ることで「サステナブルな万博運営」を実現する。

また、博覧会協会は来場者やスタッフを含む参加者において多種多様な人々が積極的に、また安心して参加できる環境を整えるとともに、本万博からテーマに基づく多様な考え方を発信できるよう、「インクルーシブな万博運営」を実現する。

この「持続可能性に配慮した調達コード」においては、上記目的の下、持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範（「持続可能な開発目標」、「国連グローバル・コンパクト」、「パリ協定」、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」、「世界人権宣言」、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO 中核的労働基準を含む）」、~~「国連グローバル・コンパクト」~~、「OECD 多国籍企業行動指針」~~「国連ビジネスと人権に関する指導原則」~~など）を尊重し、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた、持続可能な社会の実現に向けて実行可能で最良の調達を実現するための基準や運用方法等を定める。

その上で、博覧会協会は、本調達コードの遵守を、サプライヤー、ライセンシー、パビリオン運営主体等及びサプライチェーンをはじめとする関係者との共同の取組として推進するとともに、SDGsの実現に向けて、本調達コードと同様の取組が拡大し、大阪・関西万博

の計画策定や開催に向けて財政その他の支援を行う政府や地方公共団体、サプライヤーを含め広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていく。

2. 適用範囲

本調達コードは、博覧会協会が調達する物品・サービス及びライセンス商品（以下、「調達物品等」という。）の全てを対象とする。これには、協賛企業から調達するものを含む。

また、本調達コードの適用対象には、パビリオン運営主体等が、大阪・関西万博に関連して調達する調達物品等を含むものとする。

博覧会協会は、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等に対し、調達物品等の製造・流通等に関して、調達コードを遵守することを求める。また、博覧会協会は、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等に対し、それらのサプライチェーンも調達コードを遵守するように、事業者との契約等において適切な措置を講じることを含め、働きかけることを求める。

3. 持続可能性に関する基準

博覧会協会は、調達物品等に関して、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等並びにそれらのサプライチェーン（以下、「サプライヤー等」という。）に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。

(1) 全般

1.1 法令遵守

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、関係する適用される国内外の法令等、各国現地法及び国際法を遵守するとともに、国際規範を尊重しなければならない。

1.2 適切な通報対応者に対する報復行為の禁止

サプライヤー等は、法令違反や差別、調達コード違反等の行為に関する通報を受け付けて対応する仕組みを整備するように努める。また、サプライヤー等は通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。サプライヤー等は、通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。サプライヤー等は、法令違反や調達コード違反等の行為の通報を受けた場合には、これを適切に処理すべきである。

(2) 環境

現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、大阪・関西万博の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国や大阪府等が策定する方針等(国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や大阪府の「大阪府グリーン調達方針」等)に定める水準を満たす調達物品等を求めることとする。

また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等においても、環境負荷を低減するとともに、そのライフサイクルを通じたバリューチェーン全体の環境負荷が低減されるための配慮がなされるよう求めていく。

2.1 省エネルギーの推進

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。

2.2 低炭素・脱炭素エネルギーの利用

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO₂-排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギーに由来する電気や熱を使用することが挙げられる。

2.3 その他の方法による温室効果ガスの削減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒(自然冷媒)を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。

2.4 バリューチェーン全体を通した温室効果ガスの低減に寄与する原材料等の利用

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、バリューチェーン全体を通して排出される温室効果ガスの低減に寄与する原材料や部品を選択して利用すべきである。その例として、低炭素型コンクリートやリサイクル鋼材などの低炭素型原材料の使用等が挙げられる。

2.4.2.5 3R(リデュース、リユース、リサイクル)及び循環経済の推進

サプライヤー等は、調達物品等に関して、原材料を効率的に利用することや製品をなるべく長期間使用することなどにより廃棄物の発生抑制(リデュース)を図った上で、汎用品の

活用や分離・分解の容易な構造の採用等により、会期後に再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）しやすい製品とすべきである。サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物のうち発生抑制や再使用、再生利用のほか、再使用・再生利用ができないものであっても場合のエネルギー回収などの方法をする~~こと~~で、資源の有効利用に取り組むべきである。さらに、循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けて、中長期的な視点から資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用することに配慮すべきである。

2.52.6 容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。また、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい容器包装等を使用すべきである。

2.7 プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減

サプライヤー等は、「プラスチック資源循環戦略」における「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」の基本原則を踏まえ、調達物品等の製造・流通等において、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の不必要な使用・廃棄の抑制やプラスチック製品の使用を抑制し、代替可能性が見込まれる場合には、その機能性を保持・向上した再生材や紙・バイオプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進すべきである。

2.62.8 汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。

2.72.9 資源保全に配慮した原材料の採取

サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林減少・劣化の抑制（森林減少ゼロに向けた取組の普及）の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。

2.82.10 生物多様性の保全

サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられていない絶滅危惧種等の野生動植物に由来する原材料を使用してはならない。また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等におい

て、希少な野生動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。

(3) 人権

博覧会協会は多種多様な人々が積極的にまた安心して参加できる環境を整えるとともに、大阪・関西万博から多様な考え方を発信できるようインクルーシブな万博運営を実現することを目指している。

3.1 国際的人権基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言）を遵守・尊重しなければならない。

3.2 差別・ハラスメントの禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。

3.3 地域住民等の権利侵害の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、事前の十分な情報提供に基づく、自由意志による合意に関する先住民族の権利を尊重するとともに、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。

3.4 女性の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。

3.5 障がい者の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化などの合理的配慮の提供、障がい者授産製品等の使用等に配慮すべきである。また、障がい者向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保等に配慮すべきである。

3.6 子どもの権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。

3.7 社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。

3.8 就職困難者の雇用の促進

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、生活困窮者やひとり親といった就職困難者の雇用の促進に配慮すべきである。

(4) 労働

労働は、製造・流通等の各段階に関係するものであり、国内外で強制労働、児童労働や、長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、博覧会協会は、ディーセント・ワークの実現に向けて、適正な労務管理と労働環境の確保を求めていく。また、ワーク・ライフ・バランスの推進も必要である。

4.1 国際的労働基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準（特にILOの提唱する労働における基本的原則及び権利ⁱⁱ（ILO 中核的労働基準を含む））を遵守・尊重しなければならない。

4.2 結社の自由、団体交渉権

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。

4.3 強制労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、借金を返済するために働かざるを得ない状態に陥る債務労働などを含め、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。

4.4 児童労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。

4.5 雇用及び職業における差別の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるⁱⁱⁱ雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。

4.6 賃金

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

サプライヤー等は、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。

4.7 長時間労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。

4.8 職場の安全・衛生

サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルスケアを含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。

4.9 外国人・移住労働者

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生、特定技能在留外国人、外国人留学生を含む。）に対しては、関連する法令^{iv}に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。また、サプライヤー等は、外国人労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人労働者から仲介手数料を徴収していないか、外国人労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人労働者が苦情申入れ・相談を容易に

行えるようにするための体制整備や権限ある労働関係機関との連携にも取り組むべきである。

4.10 職場における暴力とハラスメントの防止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、職場における暴力とハラスメントを禁止し、これを防止するための適切な措置をとらなければならない。

(5) 経済

近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、大阪・関西万博に関連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。このため、博覧会協会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。

5.1 腐敗の防止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。

5.2 公正な取引慣行

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。

5.3 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用

サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。

5.4 知的財産権の保護

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。

5.5 責任あるマーケティング

サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）が禁止する不当表示を行ってはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等の

マーケティングにおいて、差別的または又は誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。

5.6 情報の適切な管理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報等を法律に基づき取り扱うとともに、大阪・関西万博に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。

5.7 地域経済の活性化

大阪・関西万博が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、日本開催国内の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。また、開催国内での地域生産・地域消費や地域内経済循環を推進することは、温室効果ガスの低減にも資する。そのため、博覧会協会は、日本開催国内の地域・中小事業者による持続可能な調達への参加の取組を後押しする。

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、開催国内で地域の持続可能な活性化に取り組む環境面や社会面にも配慮した日本国内の地域・中小事業者企業→及び農林水産事業者の受注機会の確保や開催国内で持続可能性を踏まえて生産された商品国産品の利用に配慮すべきである。

ただし、サプライヤー等が、WTO 政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。

4 物品別の個別基準

以下のものについては、3 と 5 が適用されるほか、それぞれ別添の個別基準が適用される。

(1) 木材

(2) 紙

5 担保方法

(1) 調達コードの理解

サプライヤー、ライセンサー又はパビリオン運営主体等となることを希望する者は、事前に調達コードの内容を確認しなければならない。

(2) 事前のコミットメント

サプライヤー、ライセンサー又はパビリオン運営主体等となることを希望する者は、誓約書を提出して、調達コードの遵守に向けて取り組むことを誓約（コミット）しなければならない。

(3) 調達コードの遵守体制整備

サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、博覧会協会との間の契約締結の前後を通じて、自らの事業及びサプライチェーンのに関連する環境・人権などの持続可能性に対する負の影響関する（持続可能性リスク）を適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて対策を講じ、調達コードを遵守するための体制を整備すべきである^{vi}。この持続可能性に関するリスクの評価・対処にあたっては、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス及び ILO 多国籍企業宣言などの国際規範が企業に対し要請する「デュー・ディリジェンス」を参照すべきである。

(4) 伝達

サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、博覧会協会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードの内容を自らの事業の関係する役職員及びサプライチェーンに伝達するために、研修・教育などの適切な措置を講じるべきである。

(5) サプライチェーンに対する調査への働きかけ

サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、博覧会協会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードを遵守した調達物品等の製造・流通等が行われるように、サプライチェーンに対して調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めた上で、サプライチェーンに対する調査や働きかけを行うべきである。このような調査や働きかけにあたって、サプライヤー、ライセンサー又はパビリオン運営主体等は、国際規範において

1 て要請する「デュー・ディリジェンス」を参照し、自らの事業のサプライチェーンにおける
2 持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、リスクの高いサプライチェーンや
3 分野に関してより重点的に調査や働きかけを行うべきである。

4 サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、サプライチェーンへの対する
5 調査や働きかけにあたっては、共存共栄の理念に基づき、サプライチェーンとの共同の取
6 組として調達コードの遵守を推進できるように、サプライチェーンとのコミュニケーション
7 を重視すべきである。

8 サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、サプライチェーンとの間の契
9 約において、サプライチェーンに対する調査・への働きかけやコミュニケーションを確実に
10 するために必要な条項内容を仕様書等に記載挿入することを検討すべきであるしなけれ
11 ばならない。

13 (6) 取組状況の記録化

14 サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、博覧会協会との間の契約締結
15 の前後を通じて、サプライチェーンへの対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に
16 向けた取組状況を、博覧会協会の求めがある場合にいつでも提供できるように、可能な限り
17 十分記録化すべきである。

18 サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、特に調達物品等を製造（組立・
19 仕上段階）及び保管する施設（当該施設がサプライチェーンのものである場合を含む。）の
20 名称及び所在地について、博覧会協会の求めがある場合に提供できるようにしておかなけ
21 ればならない。また、当該施設に関連するその他の情報についても、博覧会協会の求めがあ
22 る場合にできる限りこれを提供できるような体制を検討すべきである。

24 (7) 取組状況の開示・説明

25 サプライヤー、ライセンサー又はパビリオン運営主体等となることを希望する者は、サブ
26 ライチェーンへの対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況（取り
27 組むことを予定しているものを含む）について、博覧会協会が調達物品等の種類や規模等を
28 踏まえて指定する方法により開示・説明しなければならない。また、契約締結後においても、
29 サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、取組状況について、博覧会協会
30 の求めに応じて開示・説明しなければならない。

31 また、博覧会協会は、大阪・関西万博がSDGs達成への取組の推進を掲げていることを踏
32 まえ、サプライヤー、ライセンサー又はパビリオン運営主体等に対し、調達物品等の製造・
33 流通等においてSDGsの目的の達成に特に資する取組について説明を求めることがある。
34 この場合、サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等は、取組状況について、

1 開示・説明しなければならない。

3 (8) 遵守状況の確認・モニタリング

4 博覧会協会は、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等との間の契約締結
5 の前後を通じて、持続可能性に関するリスクの高さに応じて必要があると認めるときは、サ
6 プライヤー等の調達コードの遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する。サプライ
7 ー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等は、当該確認・モニタリングに協力しなければ
8 ならない。上記確認・モニタリングの結果さらなる調査が必要と認める場合、博覧会協会は、
9 サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等に対し、博覧会協会が指定する第三
10 者による監査の受け入れを求めることがある。サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン
11 運営主体等は、博覧会協会がサプライチェーンにおける調達コードの遵守状況を確認・モニ
12 タリングし、~~または又は~~監査の受け入れを求める場合に~~はついても~~、これに可能な限り協力
13 ~~して対応~~しなければならない。~~ただし、パビリオン運営主体等のサプライチェーンに含まれる~~
14 ~~事業者のうち、パビリオン運営主体等が直接契約を締結する事業者（以下、「パビリオン直~~
15 ~~接契約事業者」という。）に対しては、博覧会協会が調達コードの遵守状況を確認・モニタ~~
16 ~~リングし、博覧会協会が指定する第三者による監査の受け入れを可能にするための条項を、~~
17 ~~パビリオン運営主体等がパビリオン直接契約事業者と締結する契約に挿入しなければならない~~
18 ~~。~~

20 (9) 改善措置

21 サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等に調達コードの不遵守があること
22 が判明した場合、博覧会協会は、当該サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体
23 等に対し改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出することを求める。この場合、
24 サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等は、当該期間内に、改善計画書を提
25 出した上、博覧会協会から承認された計画書に従って、改善に取り組み、その結果を博覧会
26 協会に報告しなければならない。

27 サプライチェーンにおける調達コードの不遵守が判明した場合、サプライヤー、ライセン
28 シー及びパビリオン運営主体等は、博覧会協会の求めに応じ、サプライチェーンに対する改
29 善要求の働きかけに協力し~~て対応~~なければならない。~~ただし、パビリオン運営主体等のサ~~
30 ~~プライチェーンに含まれる事業者のうち、パビリオン直接契約事業者において調達コードの~~
31 ~~不遵守が判明した場合、博覧会協会が、当該パビリオン直接契約事業者に改善措置を要求し、~~
32 ~~一定期間内に改善計画書を提出するよう求めることを可能にするための条項を、パビリオン~~
33 ~~運営主体等がパビリオン直接契約事業者と締結する契約に挿入しなければならない。~~

34 博覧会協会は、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等が調達コードの重

大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、契約を解除することができる。サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等のサプライチェーンにおける調達コードの不遵守に関しては、サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等が本調達コードの規定及び博覧会協会の要請に基づきサプライチェーンに対し適切な働きかけを行っている限り、契約解除の対象とはならない。~~ただし、パビリオン運営主体等のサプライチェーンに含まれる事業者のうち、パビリオン直接契約事業者において調達コードの重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、パビリオン運営主体等が契約を解除することを可能にするための条項を、パビリオン運営主体等がパビリオン直接契約事業者と締結する契約に挿入しなければならない。~~

(10) 運営主体等に対する追加措置

博覧会協会のサプライチェーンと同様にパビリオン運営主体等のサプライチェーンにおいても調達コードの遵守が確保されるように、パビリオン運営主体等は、パビリオン運営主体等が直接契約を締結する事業者（以下、「パビリオン直接契約事業者」という。）と締結する契約において、以下の内容を仕様書等に記載して指示しなければならない。

- ① パビリオン直接契約事業者が調達コードを遵守すること
- ② パビリオン直接契約事業者が博覧会協会による調達コードの遵守状況の確認・モニタリングに協力すること
- ③ パビリオン直接契約事業者が博覧会協会が指定する第三者による監査を受け入れること
- ④ パビリオン直接契約事業者において調達コードの重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、パビリオン運営主体等が契約を解除できること

(11) 通報受付窓口（グリーンバンス・メカニズム）の設置

博覧会協会は、調達コードの不遵守に関する通報（調達コードの不遵守又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもので、サプライチェーンにおけるものを含む。以下、単に「通報」という。）を受け付け、これに適切に対応するため、通報受付窓口を設置する。－

博覧会協会は、通報を受けた場合、当該通報の対象となっているサプライヤー等に対して事実確認を求めるほか、調達コードの不遵守又はその疑いがあると認められる場合等には、必要に応じて、前記-5-に定める改善措置の要求等を行い、又はサプライヤー等と関係するステークホルダーとの間のコミュニケーションの促進等を図ることも含め、それらが解決するよう必要な対応を行う。

別添：物品別の個別基準

(1) 木材

博覧会協会、ライセンサー及びパビリオン運営主体等が調達する物品・サービス等に使用される木材については、「持続可能性に配慮した調達コードに関する基準」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達個別基準を以下のとおり定める。

ライセンサーは、ライセンサーが直接契約を締結する事業者（以下、「ライセンサー直接契約事業者」という。）と締結する契約において、ライセンサー直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。また、パビリオン運営主体等は、パビリオン直接契約事業者と締結する契約において、パビリオン直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。

持続可能性に配慮した木材の調達基準

1. 本調達基準の対象は以下の木材とする。

- ア 建設材料として使用する製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング
- イ 建設に用いられるコンクリート型枠合板
- ウ 家具に使用する木材（製材端材や建設廃材等を再生利用するものを除く）

2. ~~博覧会協会は、上記 1 の~~木材について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が求められる特に重要と考えており、これらを満たす木材の調達を行う。なお、サプライヤーはコンクリート型枠合板については再使用の促進に努め、再使用する場合でも①～⑤を満たすことを目指し、少なくとも①は確保されなければならない。

- ① 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
- ② 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来するものであるる~~り、森林の農地等への転換に由来するものでない~~こと
- ③ 伐採に当たって、生態系が保全され、~~また、~~泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されており、また、原則として森林の農地等への転換に由来するものでない
注1 ~~いる~~こと
- ④ 森林の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること
- ⑤ 伐採に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切に取られていること

3. FSC^{注12}、PEFC^{注23}、SGEC^{注34}による認証材については、上記2の①～⑤への適合度が高いものとして原則認める。

4. 上記3の認証材でない場合は、上記2の①～⑤に関する確認が実施された木材であることが別紙に示す方法により証明されなければならない。

5. サプライヤー^{注5}は、上記3又は4に該当する木材を選択する上で、木材の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。

5.6. サプライヤー、~~ライセンス~~及びパビリオン運営主体等は、使用する木材について、上記3の認証及び4の証明に関する書類を5年間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

6.7. サプライヤー、~~ライセンス~~及びパビリオン運営主体等は、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点も含め、から可能な範囲で当該木材の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記2を満たさない木材を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。

7.8. 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、伐採を含め、サプライヤーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者サプライチェーン^{注46}は、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨されるとともに、サプライヤーは、同法の対象となっている木材については、登録木材関連事業者が供給するものを優先的に選択すべきである。

注 1：森林の農地等への転換に由来するものは原則として認めないが、PEFC 認証において認められている、正当な状況下で森林転換が発生する行為に由来する木材（土地使用及び森林管理に関して国及び地域の政策及び法律を遵守している、かつ、生態学的に重要な森林区域、文化的及び社会的に重要な区域、又はその他の保護下にある区域に対して悪影響を及ぼさない、かつ、炭素貯蔵が非常に高度である区域を破壊しない、かつ、長期的な保全、経済、又は社会的な恩恵に貢献をするもの）等は認める。

注 12：Forest Stewardship Council（森林管理協議会）

注 23：Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes

注 34：Sustainable Green Ecosystem Council（緑の循環認証会議）

1 注 45: ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー直接契約事業者」に
2 読み替える。パビリオン運営主体等が調達する物品・サービスに関しては「サプライ
3 ヤー」を「パビリオン直接契約事業者」に読み替える（以下同様）。

4 注 6: 日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める
5 木材関連事業者に該当するものに限る。
6

DRAFT

別紙（認証材以外の証明方法）

持続可能性に配慮した木材の調達基準（以下「調達基準」という。）の-4-については以下のとおりとする。

（1）調達基準-2-の①の確認については、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成-18-年-2-月-15-日）」に準拠した合法性の証明によって行う。なお、コンクリート型枠合板の合法性の証明については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成-28-年-2-月-2-日変更閣議決定）における「合板型枠」と同様の扱いとする。

（2）調達基準-2-の②～⑤については、国産材の場合は森林所有者、森林組合又は素材生産事業者等が、輸入材の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、サプライヤーに対して、その結果について書面に記録して報告し、又は、その結果を証明する第三者の監査報告を提出する。

②：当該木材が生産される森林について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営されていること、~~および農地等に転換されるものでないこと~~を確認する。

③：当該木材が生産される森林について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林がある地域についてはその保全のための措置が講じられていること及び原則として農地等に転換されるものでないことを確認する。

④：当該木材が生産される森林について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。

⑤：当該木材の伐採に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。

（3）森林の伐採段階から木材の納入段階に至るまでの流通経路の各事業者は、直近の納入先の事業者に対して、その納入する木材が、上記（2）の確認が実施された木材であることを証明する書類（証明書）を交付し、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すことにより証明を行う。

（4）型枠工事事業者は、コンクリート型枠合板を再使用する場合については、すでに使用されたものである旨を書面により証明しなければならない。

- 1 (5) 各事業者は、当該木材についての入出荷の記録や証明書を含む関係書類を~~5~~年間保存
2 しなければならない。
3

DRAFT

(2) 紙

博覧会協会、ライセンサー及びパビリオン運営主体等が調達する物品・サービス等に使用される紙については、「持続可能性に配慮した調達コードに関する基準」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達個別基準を以下のとおり定める。

ライセンサーは、ライセンサー直接契約事業者と締結する契約において、ライセンサー直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。また、パビリオン運営主体等は、パビリオン直接契約事業者と締結する契約において、パビリオン直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。

持続可能性に配慮した紙の調達基準

1. 本調達基準の対象は以下に使用される紙（和紙を含む。）とする。

ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱

2. 上記1の紙について、持続可能性の観点から以下の（1）～（3）が求められる。

（1）古紙パルプを、用途や商品の性質等に応じて最大限使用していること。^{注1}

（2）古紙パルプ以外のパルプ（以下「バージンパルプ」という。）を使用する場合、その原料となる木材等（間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。製材端材や建設廃材、林地残材、廃植物繊維は除く。）は以下の①～⑤を満たすこと。

①伐採・採取に当たって、原木等の生産された国又は地域における森林その他の採取地に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること。

②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林その他の採取地に由来するものであり、~~森林の農地等への転換に由来するものでない~~こと。

③伐採・採取に当たって、生態系が保全され、~~また、~~泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されており、また、原則として森林の農地等への転換に由来するものでない
注2を要すること。

④森林等の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。

⑤伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切にとられていること。

（3）用途や商品の性質等に応じて、白色度が過度に高くないこと、塗工量が過度に多く

ないこと、紙への再生利用を困難にする加工がなされていないこと。注²³

3. 上記 2 (2) の①～⑤を満たすバージンパルプを使用した紙として、FSC、PEFC (SGEC を含む。) の認証紙^{注34}が認められる。これらの認証紙以外を必要とする場合は、バージンパルプの原料となる木材等について、別紙に従って①～⑤に関する確認が実施されなければならない。

4. サプライヤー^{注5}、~~ライセンシー~~及び~~パビリオン運営主体等~~は、使用する紙の上記 2 (1) ～ (3) について記録した書類を大阪・関西万博終了後から 1 年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

5. サプライヤー、~~ライセンシー~~及び~~パビリオン運営主体等~~は、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点~~も含め、から~~可能な範囲で当該紙の原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記~~-2-~~を満たさない紙を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用~~することが推奨される~~。

6. 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、伐採を含め、サプライヤーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者サプライチェーン^{注46}は、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨されるとともに、サプライヤーは、同法の対象となっている紙については、登録木材関連事業者が供給するものを優先的に選択すべきである。

注 1、注 ²³：コピー用紙や事務用ノートなどについては、「大阪府グリーン調達方針」等を参考に古紙配合率や白色度等を指定する場合がある。

注 2：森林の農地等への転換に由来するものは原則として認めないが、PEFC 認証において認められている、正当な状況下で森林転換が発生する行為に由来する木材(土地使用及び森林管理に関して国及び地域の政策及び法律を遵守している、かつ、生態学的に重要な森林区域、文化的及び社会的に重要な区域、又はその他の保護下にある区域)に対して悪影響を及ぼさない、かつ、炭素貯蔵が非常に高度である区域を破壊しない、かつ、長期的な保全、経済、又は社会的な恩恵に貢献をするもの)は認める。

注 ³⁴：CoC-認証が連続していること。

注 ⁴⁵：ライセンス商品(ライセンス商品の外箱を含む)に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー直接契約事業者」に読み替える。また、パビリオン運営主体等が調達する物品・サービスに関しては「サプライヤー」を「パビリオン直接契約事業者」に読み替える(以下同様)。

注 6：日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める

1 木材関連事業者に該当するものに限る。

2 -

3

DRAFT

別紙（認証紙以外の場合の確認方法）

持続可能性に配慮した紙の調達基準（以下「調達基準」という。）の-3-の後段の確認については以下のとおりとする。

調達基準-2（2）の①～⑤について、国内で製紙する場合は製紙事業者、海外で製紙したものを輸入する場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、サプライヤーに対して、その結果について書面に記録して報告し、又は、その結果を証明する第三者の監査報告を提出する。

①：当該木材等について、生産国・地域の法令上必要な手続きが実施されて伐採・採取されたものであることを確認する。

②：当該木材等が生産・採取される森林等について、森林経営計画等の認定を受けている、または又は、土地所有者等が管理や整備に関する計画またはもしくは方針を有すること、および農地等に転換されるものでないことを確認する。

③：当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることと及び原則として農地等に転換されるものでないことを確認する。

④：当該木材等が生産・採取される森林等について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。

⑤：当該木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。

1 主な参考文献-

2 ○国際的な合意・行動規範関連-

- 3 ・持続可能な開発のための2030 アジェンダ（持続可能な開発目標（SDGs））-
- 4 ・パリ協定-
- 5 ・世界人権宣言-
- 6 ・ILO 中核的労働基準-
- 7 ・ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言-
- 8 ・労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ-
- 9 ・OECD 多国籍企業行動指針-

10 ・責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス-

- 11 ・国連ビジネスと人権に関する指導原則-
- 12 ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）-
- 13 ・市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）-
- 14 ・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）-
- 15 ・拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）-
- 16
- 17 ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）-
- 18 ・児童の権利に関する条約（児童の権利条約）-
- 19 ・障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）-
- 20 ・強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）-
- 21 ・人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買等禁止条約）-
- 22 ・先住民族の権利に関する国際連合宣言-
- 23

24 ○その他の国際的なイニシアティブ・規格、ガイダンス等

- 25 ・国連グローバル・コンパクト-
- 26 ・子どもの権利とビジネス原則-
- 27 ・ISO20121:2012 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム—要求事項と利
- 28 用手引-
- 29 ・ISO26000:2010 社会的責任に関する手引-
- 30 ・ISO20400:2017 -(ドラフト)- 持続可能な調達—に関する手引
- 31 ・日本経済団体連合会「人権を尊重する経営のためのハンドブック」
- 32 ・環境省「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECD ガイダン
- 33 スを参考に～」
- 34 ・ILO、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「国際労働基準と持続可
- 35 能性に配慮した調達ハンドブック」

1 策定プロセス

2 博覧会協会では、主に、環境や人権、労働、CSR等の専門家で構成するワーキンググル
3 ープにおいて調達コードの検討を行った。検討に当たっては、パブリックコメントを実施し、
4 多様な者の意見・インプットを反映できるように努めた。－

6 改定履歴

i ⁱⁱⁱ 肌の色、言語、政治的その他の意見、国~~または又は~~社会のルーツ、財産を理由とする場
合を含む。

ii 労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ（1998 年）に
おいて提唱された 4 つの基本的権利に関する原則（①結社の自由及び団体交渉権の実効的
な承認、②あらゆる形態の強制労働の撤廃、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業
における差別の撤廃）を指す。

iv 外国人技能実習生については、監理団体や実習実施者に対する監督体制を強化するとと
もに、技能実習生の保護等を図るため、2017 年 11 月より、「外国人の技能実習の適正な
実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）」が施行されている。

v ~~持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価し、これに対処するに当たっては、国連
のビジネスと人権に関する指導原則や各国法令が企業に対して求める人権デュー・ディリ
ジェンスの手法も参考となる。~~

vi 「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」は、デュー
・ディリジェンスのプロセスとこれを支える手段として、以下のステップを記載してい
る。①責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む、②企業の事業、サプラ
イチェーン及びビジネス上の関係における負の影響を特定し、評価する、③負の影響を停
止、防止及び軽減する、④実施状況及び結果を追跡調査する、⑤影響にどのように対処し
たかを伝える、⑥適切な場合、是正措置を行う、又は是正のために協力する。

具体的な取組を行うに当たっては、リスクベース・アプローチが効果的である。リスク
ベース・アプローチとは、事業活動が与える影響やリスクがその業種、国・地域、規模な
どによって大きく異なる中で、持続可能性に関する基準の各項目について一様な対応を取
るのはなく、自社の事業活動における持続可能性リスクを評価した上で、負の影響を与
えるリスクが高い分野について優先的かつ重点的に対応することである。

こうしたアプローチを採用する前提として、事業活動が地域住民・労働者・消費者など
のステークホルダーに負の影響を与えていないかという視点で、負の影響の深刻度と影響

が生じる可能性を考慮して、持続可能性リスクを適切に確認・評価することが必要である。

求められる取組の事例として、以下のような例が挙げられる。

- 自社の事業行動に関するリスクや機会を評価・分析し、重要度の高い分野やサプライチェーンを特定している。
- サプライチェーンに対して、環境・人権・労働・コンプライアンスに関する要望事項を調達先ガイドラインとして示している。
- サプライチェーンとの間で締結する取引基本契約書において、人権デュー・ディリジェンスに関する条文を明記し、契約の新規締結時や改定時に締結している。
- サプライチェーンに対するアンケート調査を実施し、環境・人権・労働を含めた多岐にわたる取組状況を確認している。また、さらに上流のサプライチェーンに対しても同様の働きかけを行うことを求めている。評価の低いサプライチェーンに対しては、改善に向けた指導・教育などを行っている。
- 取引先に対して、社員教育教材の提供、ヘルプデスクによるサポートなど、管理体制・ルールの構築を支援している。
- 業界団体で作成している CSR 推進ガイドブック及びセルフアセスメントシートを用いて主要なサプライチェーンに自己点検を依頼している。
- 組織内の関係者に対して、調達先ガイドラインやサプライチェーン管理の専門的な指導・教育を提供する。
- 調達先ガイドラインもしくは適用される国内外の法令等への違反、又は違反のおそれに関する通報を受け付ける窓口を設置する。
- 調達先ガイドラインへの違反事項数や、サプライチェーンに対するアンケート調査結果などを定期的に開示する。

より詳細な情報は、日本経済団体連合会の「人権を尊重する経営のためのハンドブック」、環境省の「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECD ガイダンスを参考に～」、ILO と東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の「国際労働基準と持続可能性に配慮した調達ハンドブック」、ISO20400「持続可能な調達に関する手引」等を参照されたい。



Bureau
International
des Expositions

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会